

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730482

研究課題名(和文) 受忍と犠牲 戦後補償制度と戦死者追悼における国民創出の制度と文法

研究課題名(英文) Endure and Sacrifice: Producing the National Subject through the War-redress Policies and Mourning of the War-dead

研究代表者

直野 章子(Naono, Akiko)

九州大学・比較社会文化研究科(研究院)・准教授

研究者番号：10404013

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、戦後補償法制度および靖国神社、広島県動員学徒等犠牲者の会、被団協運動という三つの「記憶の場」における戦死者追悼を対象に、国民創出のメカニズムを考察した。日本における戦後補償制度は国家による援護措置としての性格が強く、とりわけ戦争被害受忍論を通して、戦争被害者を「国家存続のための犠牲」として国民化しつつ、国民を「自発的に犠牲となった主体」として取り込んできた。しかし、それは国家による一方的な働きかけによって可能となったのではなく、遺族をはじめとする戦争被害者が戦死者追悼を通して受け入れてきたともいえるのである。

研究成果の概要(英文)：Putting the Japanese government's war-redress policies regarding the Asia Pacific War and three "sites of memory" of the war, namely, the Yasukuni Shrine, the Hiroshima Prefectural Association of the Victimized Mobilized Student-Workers, and the Japan Confederation of A- and H-Bomb Sufferers Organizations, for analysis, I laid out the logics of producing the nation through the war-redress policies for the victims of the War and war survivors and bereaved families' acts of mourning the war-dead. Japan's war-redress policies have helped incorporate the Japanese victims as the national subjects who aspire to sacrifice themselves for the sake of the nation. The production of these sacrificial national subjects has been reinforced by bereaved families and survivors' acts of remembering the war-dead.

研究分野：社会学

キーワード：国民 集合的記憶 戦死者追悼 戦後補償

1. 研究開始当初の背景

日本国内における戦後補償制度の基底をなす精神として、被害の平等な受忍を説く「戦争被害受忍論」(以下「受忍論」)がある。「戦争という国の存亡をかけた非常事態のもとでは、全ての国民は多かれ少なかれ生命、身体、財産の被害を耐え忍ぶべく余儀なくされるが、それは国民が等しく受忍しなければならぬやむをえない犠牲であり、国家は被害を補償する法的義務を負わない」という考え方である。

実際には、戦後補償制度によって被害が等しく補償されてこなかったことは、内海愛子、田中宏、赤澤史朗、池谷好治らによる実証的な先行研究で明らかにされてきた。総力戦体制下においては軍人だけでなく非戦闘員や植民地の人びとも「国民」として死と殺戮へと動員されたが、占領終結直後に非戦闘員と植民地出身者が排除される形で戦争被害者への補償が始まった。「国籍」と「国家との身分関係」という二つの基準によって受給権の有無が決定されたばかりでなく、沖縄戦被害者援護に関して石原昌家が指摘するように、国のために貢献したと国家が承認した被害者に対してのみ補償がなされてきた。また、被爆者、引揚者、未帰還者遺族に対しては「特別な犠牲」と認めた被害に対してのみ国家は補償を行ってきた。つまり、戦争被害は等しく受忍されてきたのではなく、「尊い犠牲」もしくは「特別な犠牲」であると国家によって認定された被害は、受忍を強いられずにすんだのである。

「犠牲」というレトリックが戦死者追悼において国民統合の装置として力を発揮してきたことは、高橋哲哉、子安宣邦、磯前順一、菱木政晴、川村邦光らの先行研究で指摘されてきた。しかし、国家と死者追悼の関係を分析したこれらの先行研究は、哲学的、宗教学的及び民俗学的なアプローチでなされており、戦後補償法制度との関連を論じきれていない。また、上に挙げた戦後補償法制度に関する先行研究は、歴史的な実証研究が中心となっており、理論的に十分な考察が加えられていない。このような研究状況を踏まえると、ナショナリズム論、記憶論などを援用しながら、戦後補償法制度と戦死者追悼における国民創出の政治と修辞学を「犠牲」と「受忍」の両面において分析する社会学的な研究が求められる。

2. 研究の目的

本研究では、戦後補償法制度と戦死者追悼における国民創出の制度と文法について、「受忍」と「犠牲」という概念を分析軸としながら考察していく。具体的には、1) 戦後補償制度の成立と変遷において、補償および

受忍の対象となる範囲がどのように形成され、変化していったのかを「国民」概念との関連で明らかにし、2) 靖国神社、広島県動員学徒等犠牲者の会、被団協運動という三つの「記憶の場」を比較検討しながら、戦死者追悼と「国民統合」との関連を分析し、3) 戦後補償制度と戦死者追悼における国民創出を、その法制度的側面と修辞的な側面から分析し、相互補完的な側面と対立的な側面を描きながら、国民創出に抗する要素も抽出する。

3. 研究の方法

本研究では、「研究の目的」で記した三つの点について、具体的に以下のような資料を対象に、言説分析的な手法を用いながら、記憶論とナショナリズム論を主要たる理論的枠組みとして用いながら、分析を行った。

(1) 戦後補償の法制度に関する一次資料および二次資料

在外財産問題審議会議事録

法令資料集

国会議事録

旧厚生省援護局による出版物(『援護50年』『戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説』など)

(2) 受忍論の判例と政策に関する一次資料および二次資料

在外財産問題審議会議事録

名古屋空襲裁判の一次資料(立命館大学平和ミュージアム収蔵)

東京空襲裁判および大阪空襲裁判の一次資料(原告弁護団所有)

原爆被爆者対策基本問題懇談会議事録

孫振斗手帳裁判関連資料(原告関係者所蔵および二次資料)

(3) 「広島県動員学徒等犠牲者の会」(以下「学徒犠牲者の会」)の会報などの二次資料と関係者への聞き取り調査

初代会長、発足時の中心メンバーに対する聞き取り調査

動員学徒原爆被害者に対する聞き取り調査

慰霊祭の参与観察

(4) 靖国神社に関する資料(主に会報と書籍)

(5) 日本被爆者団体協議会(以下「日本被団協」)による運動の一次資料および二次資料(注:2006~2008年度の科研費研究において被団協運動関連資料の多くはすでに収集済み)

4. 研究成果

(1) 戦後補償法制度と「国民」の関係

占領期には「無差別平等」の援護制度が敷かれたが、占領終結とともに軍人を優遇する

援護策が制度化されていく。52年の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族等援護法」）制定と53年の軍人恩給復活である。他にも、未帰還者、引揚者、原爆被爆者に対して援護策が講じられてきたが、総合的にみると、国家との「特別な身分関係」にあった者の公務上の被害および「国家の特別の権力関係」にある者の業務上の戦時災害、もしくは、引揚者や原爆被害者のように、何らかの意味で「特別」であると国によって意味づけられた被害に対して援護が講じられてきたといえる。

なかでも、高級軍人は、占領期終了直後から最も優遇されてきたが、空襲被害者をはじめとする「一般戦災者」は、援護の対象外とされてきた。前者は、遺族等援護法の制定過程における議論からも明らかなように、国家に貢献した者に対する謝意が込められた施策の対象者であり、「国家の正統な構成員である国民」として国家から承認されている。それに対して後者には受忍論が適応されており、国家存立のためならばその命をも犠牲にして当然である「国家の臣民」として位置づけられている。

受忍論は論理の上では国民全体に適用されるが、実際には、援護措置の対象外である被害（者）に対して被害の受忍を説く論理として用いられてきた。そのために、占領終結後の日本において、国家援護受給権をめぐる国民間の格差を、犠牲の平等を説くことによって不可視化し、正当化する国家の論理として機能してきたといえる。つまり、受忍論は、その修辞の上では平等な成員からなる共同体としての「国民」を創出しながらも、戦後補償法制度上と共に用いられることで「国民」と「棄民」という二種類の主体を生み出してきたのである。

さらに、旧植民地出身者に対しても受忍論が適用されることによって、それらの被害者たちは、幾重にも被害を受忍させられることになる。援護や補償の文脈では国籍条項や戸籍条項によってその対象から排除されながらも、被害を受忍するという文脈では「日本国民」として包摂されるからである。

以上の分析から、受忍論と戦後補償法制度が相互的に機能することで包摂と排除を通して「国民」が創出されてきたことが明らかとなった。

（2）靖国神社、広島県動員学徒等犠牲者の会、被団協運動における戦死者追悼

赤澤史朗が論じるように、戦後のあらゆる戦没者追悼は平和主義と無縁ではいらなかったが、1950年代終盤から60年代初めにかけて 殉国 と 平和 という2つの

潮流に分岐していくことになる（赤澤2005：122-123）。前者の代表が靖国神社や日本遺族会による戦没者追悼であり、後者の代表が平和団体や日本被団協による原爆死者追悼である。しかし、原爆死した動員学徒に関しては、「学徒犠牲者の会」が靖国合祀を要求したように、その死が 殉国の死 として記憶されてきた文脈が存在する。

靖国神社の会報や書籍、「学徒犠牲者の会」の会報や書籍と関係者の語り、日本被団協の運動資料からは、戦後日本の戦死者追悼において支配的な三つの種類の語りが見られる。

平和主義の語り（「戦争の悲劇を繰り返さない」など、平和を誓うことで死者を慰めようとする語り）、殉国の語り（「戦死者はお国のために命を捧げた」と死者を讃える語り）、平和の礎論（「戦死者の犠牲は日本に平和（と繁栄）をもたらした」と死者に感謝する語り）である。

殉国の語り の代表とされる靖国神社においても、占領終結後から50年代にかけては、平和主義的な語りが少なくなかったが、60年代には国家主義的な色を強めて 殉国の語り が前景化する。

57年に結成された「学徒犠牲者の会」においては 平和の礎論 と 殉国の語り がオフィシャルな語りにおいては顕著であるが、追悼記には 平和主義の語り の方がより多くみられる傾向にある。戦没者と違って、原爆死者の場合は、50年代初頭以降、戦争被害者の代表的存在として認識され、原水爆反対の根拠や平和の尊さの象徴として想起されてきた。原爆死者は平和への誓いを促す道徳的権威として、政治的な立場の如何にかかわらず敬意が払われてきたのである。だから、残された者が原爆死者を追悼する際には、元軍人や戦没者遺族のように死者を顕彰せずとも 平和主義の語り のなかで死者を追悼することで慰めを得ることができた。

56年に結成された日本被団協の運動においては 平和主義の語り しかみられないが、遺族等援護法を雛形として国家による援護を求めていた運動初期に比べて、70年代以降にかけては国家からの「償い」を要求するようになり、国家と対峙する立場からの 平和主義の語り が増えている。

（3）戦後補償法制度と戦死者追悼における国民創出

日本における戦後補償法制度は国家による援護措置としての性格が強く、「補償」という側面があったとしても、それは結果責任に基づくものでしかなく、とりわけ受忍論を通して、戦争被害者を「国家存続のための犠牲」として国民化しつつ、国民を「自発的に犠牲となった主体」として取り込んできた。

しかし、それは国家による一方的な働きかけによって可能となったのではなく、遺族をはじめとする戦争被害者が戦死者追悼を通して受け入れてきたともいえる。

遺族をはじめ、生き残った者にとって、戦死に積極的な意味を与えることは、戦後を生きていく上でとりわけ重要であった。大義のない敗けた戦争そのものを肯定することで戦死を意義づけることは難しかったが、死者の犠牲によって戦争が終結し平和がもたらされたという平和の礎論は、国民国家を存亡の危機から救ったという意味を戦死に与えることができた。そして、平和の礎論は、殉国の語りとも平和主義の語りとも接合されてきた。殉国の語りのように戦死を国家への貢献として意味づけることができる一方、平和主義の語りのように、戦死者の死を無駄にしないために平和を実現するよう生者を促すことにもなる。さらに、殉国の語り と 平和主義の語り とが共に用いられることもある。死者が「祖国の平和」を望んでいたとなれば、平和擁護に努めることが 殉国の死 を遂げた死者の慰霊になるからである。

国家を擁護する追悼の語りは、靖国や「学徒犠牲者の会」においてみられるが、そうした傾向は国家による援護の対象となることによっても強化されてきたといえる。戦死者の貢献を国家に認めてほしいという心情に対して、国家は援護措置という物質的な謝意でもって応えてきたからである。

それに対して、戦争被害者としての援護を受けることのなかった被爆者たちの運動は、その初期段階では軍人軍属並みの援護を求めることもあったが、60年代後半以降、とりわけ70年代以降、死をもたらした主体としての国家に償いを求め、戦前的な意味における「国民」として統合されることを拒否した。同時に、国民の連帯心に訴えかけながら運動を展開してきたことから、被団協運動を通して「国民」主権者としての連帯心

が形成されてきた面がある。そのために、かつて日本国民として包摂されていた旧植民地出身者である被害者を徹底的に排除しながら国民を統合する戦後補償法制度の機能を十分に批判することはできなかった。

死が国民国家の名のもとに生じたからこそ、国民国家との関係において死を意味づける語りや制度が力を持ってきたといえる。しかし、残された者の苦しみや悲哀は、国家の制度と国民の物語によって解消されたわけではない。死者たちの死と生き延びた自らの生の意味を、生き残りの多くは問い続けてきた。それは、国家による援護制度や国民の物語を通じた追悼が、生き残りの物質的な苦しみや存在論的な苦悩を必ずしも取り除いて

はくれなかったことを示唆する。終わりなき問いは、死と苦しみをもたらした国民国家の正統性を揺るがす可能性があり、だからこそ、それは、国民国家によって意味を与えられなければならないのである。

参考文献

赤澤史朗『靖国神社——せめぎあう 戦没者追悼 のゆくえ』2003年、岩波書店

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

直野章子、「戦死者追悼と集合的記憶の間——原爆死した動員学徒を事例として」、『理論と動態』、査読有、第7号、2014年、pp. 2-20

直野章子、「棄民を生み出す国家の論理——受忍論とその効力」、『世界』、査読なし、No. 847、2013年、pp. 121-129

〔学会発表〕(計3件)

直野章子、「被ばくと『受忍』——戦後補償の歴史から原発事故を考える」、戦争社会学研究会第三回研究大会、2012年

直野章子、「戦死者慰霊と原爆の記憶——広島学徒動員をめぐって」、国際日本文化研究センター「日本文化形成と戦争の記憶」共同研究会、2012年

直野章子、「被爆者援護政策と放射線起因性」、日本学術振興会・東日本大震災学術調査「環境経済・災害」研究会、2013年

〔図書〕(計2件)

直野章子、平凡社、『被ばくと補償——広島、長崎、そして福島』、2011年、全271頁

直野章子、岩波書店、『原爆体験と戦後日本——記憶の形成と継承』、2015年(予定)

6. 研究組織

(1)研究代表者

直野 章子 (NAONO AKIKO)

九州大学・大学院比較社会文化研究院・准教授

研究者番号：10404013